（備考）　（略）	（備考）　（略）
（記載要領）	（記載要領）
（略）	（略）
様式第２（第10条関係）	様式第２（第10条関係）
（表面）	（表面）
（略）	（略）
中小企業等経営強化法施行規則第９条第１項の規定による確認及び同規則第10条第１項の規定による確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。	中小企業等経営強化法施行規則第９条第１項の規定による確認及び同令第10条第１項の規定による確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。
（裏面）	（裏面）
注意事項	注意事項
１・２　（略）	１・２　（略）
３　事前確認書は申請が行われた日の属する事業年度内に規則第11条第１項に規定する基準日が到来する場合であって、申請者の主たる事務所が申請を行った都道府県に引き続き所在するときに限り有効であること。	３　事前確認書は申請が行われた日の属する事業年度内であって、申請者の主たる事務所が申請を行った都道府県に引き続き所在するときに限り有効であること。
４～10　（略）	４～10　（略）
（備考）　（略）	（備考）　（略）

附　則

この省令は、令和七年１月１日から施行する。

○防衛省令第十号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号）附則第二条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十五日　　防衛大臣　中谷　元

防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　令和六年四月１日（以下「適用日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める適用日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

適用日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額 × $\frac{\text{その者の適用日の前日における俸給月額} - \text{適用日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額}}{\text{適用日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額}}$ ＋適用日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額

（特定任期付職員の俸給月額の切替え）

第二条　適用日の前日において法第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた法第四条第二項に規定する特定任期付職員の防衛省令で定める適用日における俸給月額は、人事院規則九―一五二（令和六年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え）の規定の例による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和六年四月１日から適用する。

○防衛省令第十一号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において読み替えて準用する同法第二条第一項及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則及び防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十五日　　防衛大臣　中谷　元